

農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書記載要領

1 転用届出書について

1) 届出者について

- ・届出者の氏名を記入し押印ください。
(添付書類の土地の登記事項証明書の所有者を記入してください。)

2) 「1 届出者の住所等」の欄について

- ・届出者の住所を記入してください。
- ・届出者が法人である場合には、主たる事務所の所在地を記入してください。

3) 「2 土地の所在等」の欄について

- ・添付書類である土地の登記事項証明書から届出地の所在・地番・地目・面積・土地所有者を記入し、耕作者がいる場合は記入してください。

4) 「3 転用計画」のについて

- ・「転用の目的」欄には、転用事業を行う目的を記入してください。
- ・「転用時期」欄には、転用の工事着工年月日、工事の完了年月日を記入してください。
- ・「転用の目的に係る事業又は施設の概要」欄には、事業又は施設の種類、数量及び面積、その事業又は施設に係る取水又は排水施設等について具体的に記入してください。

5) 「4 転用することによって生ずる付近の農地、作物等の被害の防除施設の概要」の欄について

- ・届出土地の隣接地に農地がある場合は、その農地へ転用工事に伴い雨水等で被害を及ぼさない施設(方法)の概要について記入してください。また、隣接地の農地との間に公図上里道または水路がある場合や、隣接地で登記上農地であるが現況は非農地(宅地や雑種地)である場合、記入は不要です。

2 「○申請上の注意の 6 添付書類について」

- ・位置図（S=1:10,000 および 1:2,500 程度）

届出土地を示すためにS=1:10,000 および 1:2,500 の位置図を添付してください。なお、この縮尺の位置図として使用する白地図は、米原市地図情報システム（公開型 GIS）からダウンロードできます。

米原市地図情報システム（公開型 GIS） URL

<https://webgis.alandis.jp/maibara25/portal/>

- ・土地の登記事項証明書

法務局より届出日前の6か月以内に発行された届出土地の登記事項証明書の原本を添付してください。

- ・届出に係る農地が賃貸借の目的となっている場合には、その賃貸借につき法第 18 条第 1 項の許可があったことを証する書面（合意解約にあつては、合意の成立したことを証する書面）

届出土地を第三者への耕作貸付けとして農業委員会の承認を得ている場合は上記の書面の添付が必要となります。

- ・委任状

委任により届出をする場合、添付が必要です。

委任者の押印をしてください。

3 申請内容等の問合せ先について

- ・書類の種類欄は、該当する届出の番号を選んでください。
- ・問合せ先欄は、届出内容について問合せのできる方の氏名・電話番号・FAX またはメールアドレスを記入してください。

4 その他

- ・届出は随時受付をしております。
- ・届出内容を確認し、必要な書類が揃っていない、記入漏れ等がある場合は補正をしていただくことになります。